

第104期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

松井証券株式会社

「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有しているストック・オプションとして発行した新株予約権の状況

■松井証券株式会社第2回新株予約権（割当日2015年8月11日）

発行決議の日	2015年7月27日
保有者数	取締役（社外取締役を除く） 4名
新株予約権の数	172個
目的である株式の種類及び数	普通株式 17,200株（1個につき100株）
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2018年8月12日から2021年8月11日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。但し、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>ア.2015年8月12日から2018年8月11日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。</p> <p>イ.2018年8月12日から2019年8月11日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる。</p> <p>ウ.2019年8月12日から2020年8月11日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる（前記イにおいて権利行使することが可能となっている3分の1を含む。）。</p> <p>エ.2020年8月12日から2021年8月11日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。</p>

■松井証券株式会社第3回新株予約権（割当日2016年8月10日）

発行決議の日	2016年7月26日
保有者数	取締役（社外取締役を除く） 5名
新株予約権の数	486個
目的である株式の種類及び数	普通株式 48,600株（1個につき100株）
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2019年8月11日から2022年8月10日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。但し、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>ア.2016年8月11日から2019年8月10日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。</p> <p>イ.2019年8月11日から2020年8月10日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる。</p> <p>ウ.2020年8月11日から2021年8月10日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる（前記イにおいて権利行使することが可能となっている3分の1を含む。）。</p> <p>エ.2021年8月11日から2022年8月10日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。</p>

■松井証券株式会社第4回新株予約権（割当日2017年8月17日）

発行決議の日	2017年7月27日
保有者数	取締役（社外取締役を除く）6名
新株予約権の数	969個
目的である株式の種類及び数	普通株式 96,900株（1個につき100株）
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2020年8月18日から2023年8月17日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。但し、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>ア.2017年8月18日から2020年8月17日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。</p> <p>イ.2020年8月18日から2021年8月18日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる。</p> <p>ウ.2021年8月19日から2022年8月18日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる（前記イにおいて権利行使することが可能となっている3分の1を含む。）。</p> <p>エ.2022年8月19日から2023年8月17日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。</p>

■松井証券株式会社第5回新株予約権（割当日2018年7月20日）

発行決議の日	2018年7月5日
保有者数	取締役（社外取締役を除く）6名
新株予約権の数	847個
目的である株式の種類及び数	普通株式 84,700株（1個につき100株）
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2021年7月21日から2024年7月20日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。但し、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>ア.2018年7月21日から2021年7月20日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。</p> <p>イ.2021年7月21日から2022年7月21日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる。</p> <p>ウ.2022年7月22日から2023年7月21日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる（前記イにおいて権利行使することが可能となっている3分の1を含む。）。</p> <p>エ.2023年7月22日から2024年7月20日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。</p>

■松井証券株式会社第6回新株予約権（割当日2019年7月10日）

発行決議の日	2019年6月23日
保有者数	取締役（社外取締役を除く） 6名
新株予約権の数	1,203個
目的である株式の種類及び数	普通株式 120,300株（1個につき100株）
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年7月11日から2025年7月10日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。但し、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>ア.2019年7月11日から2022年7月10日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。</p> <p>イ.2022年7月11日から2023年7月11日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる。</p> <p>ウ.2023年7月12日から2024年7月11日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる（前記イにおいて権利行使することが可能となっている3分の1を含む。）。</p> <p>エ.2024年7月12日から2025年7月10日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。</p>

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役及び使用人が法令及び定款を確実に遵守することができるよう、松井証券コンプライアンスマニュアルを策定するほか、社内規程を常時閲覧可能な状態で備え置く。同マニュアル及び社内規程は法令及び定款の改正等に伴い、随時見直しを行う。
2. 取締役及び使用人は、法令、定款、社内規程等に則って職務執行を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、毅然たる態度で対応する。
3. 財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。
4. 取締役は、取締役会を定時又は臨時に開催して、その職務の執行が法令及び定款に適合するよう、相互に監視する。
5. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行状況を監査する。
6. 取締役1名を内部管理統括責任者として定め、同責任者の指揮下にコンプライアンス部門を設置する。
7. 各営業単位に営業責任者と内部管理責任者を配置し、各営業単位における法令遵守の徹底を図る。
8. コンプライアンス部門は、職務執行の適正性を確認する。また、弁護士等の専門家と緊密な連携を保ち、業務の適正性を確保する。
9. 定期的な内部監査の実施により、職務執行状況を検証し、問題点を改善する。
10. 中立の外部者を利用して内部通報制度を設け、自浄作用の促進と不正行為の早期発見に努める。
11. 積極的に経営状況を開示し、外部関係者の監視の目に晒すことで、緊張感ある経営を維持する。
12. 使用人の不正行為については、就業規則に基づいて懲戒処分の対象とする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 重要な会議体の議事録、法定帳簿、決算書類、会計帳簿等、稟議書類その他の重要な書類は、法令及びこれらを規定する個別の社内規程に基づき適切に保存、管理（廃棄を含む。）する。
2. 取締役の職務の執行に係るその他の情報は、情報取扱規程、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティスタンダードに基づき、その保存媒体に応じて適正に保存及び管理を行う。
3. 取締役及び監査役がいつでも当該情報を閲覧できる体制を確保している。
4. 情報の保存及び管理を行うため、情報セキュリティ対策の総責任者として取締役1名を情報セキュリティ委員長に選任し、その指揮下に情報セキュリティ委員会を設置する。
5. 情報セキュリティ委員会による社内モニタリング及び内部監査部門が定期的を実施するセキュリティ監査により、上記の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する状況を検証し、問題点を改善する。
6. 重要書類に関して規定する個別の社内規程、情報取扱規程、情報セキュリティポリシー、情報セキュリティスタンダードを必要に応じて随時見直すこととし、情報の保存及び管理体制を適正に維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 主要業務に関するリスク管理規程を定め、市場リスク、取引先リスク、基礎的リスクを計数的に把握する。
2. 自己資本規制比率の状況を適切に把握し、毎月開催される取締役会に報告する。
3. 自然災害、事故、システム障害等の不測の事態が発生し、通常の事業活動が中断した場合に、重要な資産の保全と短期間での事業の回復を図るため、事業継続計画を定める。
4. その他のリスク全般についてコンプライアンス部門が管理を行うほか、個別案件の与信管理については与信管理部門が専門に対応する。
5. 新規の業務を開始する場合には、リスクの適切な把握、評価及び管理に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 高度な専門知識を有する少数精鋭の取締役で取締役会を組織する。取締役会は原則として毎月1回の定時及び臨時に開催し、機動的な業務執行を行う。
2. 経営監督機能の透明性向上と経営環境の変化に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。
3. 取締役会とは別に、必要に応じて随時開催される経営会議を設置し、取締役会の専決事項以外の事項について迅速に意思決定を行う。
4. 組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、業務執行取締役の職責を明確化し、取締役の職務執行の効率性を確保する。
5. 経営計画の進捗状況について、定時又は臨時の取締役会あるいは経営会議において報告を行う。
6. 業務効率の向上を図るため、顧客との間の取引、顧客管理、社内の情報管理等に合理的なシステム化を行い、不断の改善活動に努める。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
1. 当社は、監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会の職務を補助すべき使用人を配置する。
 2. 監査役は、その職務執行に際し、必要に応じて内部監査部門に協力を求めることができ、内部監査部門はこれに応じることとする。
- (6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査役は、監査役会の職務を補助すべき使用人の人事について、必要に応じて意見を述べ、協議をすることができる。
 2. 監査役会の職務を補助すべき使用人が他の業務を兼務している場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行状況等の報告を行う。
 2. 内部管理統括責任者は、当社のコンプライアンス状況を定期的に取締役会及び監査役に報告する。
 3. 取締役及び使用人は、独立した外部機関を窓口とする内部通報制度を利用し、監査役に匿名で報告をすることができる。
 4. 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、監査役職務の執行に必要なでないと明らかに認められた場合を除き、当該費用を負担する。
- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役は、原則として全員が取締役会に出席し、取締役職務の執行について厳正な監査を行う。
 2. 監査役は、コンプライアンス及び内部監査を担当する部門と情報を共有し、当社のコンプライアンス及び内部監査状況について随時把握することができる。
 3. 監査役は、内部監査の状況について、必要に応じて随時報告を求めることができる。
 4. 監査役は、会計監査人と定期的な意見交換を行う。
 5. 監査役は、必要に応じて弁護士等外部の専門家の助言を求めることができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

1. 当社は、取締役、代表取締役と内部管理統括責任者との緊密な連携を土台として、各部門のコンプライアンス及び内部管理に対して第一次的責任を負う者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しております。コンプライアンス・オフィサー会議を毎月実施することにより、コンプライアンス上の課題を共有し、必要に応じてその対応について協議を行いました。コンプライアンス・オフィサーは、部門員に対して、当該課題につき理解・浸透を図っております。
2. 当社役員に対して年1回倫理コードやコンプライアンスに関する研修を行い、必要な知識を習得することによりコンプライアンス意識の向上を図りました。
3. 取締役会において半期に一度コンプライアンス体制を有効に機能させるためのコンプライアンス・プログラムを策定し、また、その実施状況につき、内部管理統括責任者が報告しております。
4. 社内イントラネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。

(2) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

1. 金融商品に係る市場リスク、信用リスクに関して財務部門が「金融商品取引法」に基づきそのリスク相当額及び自己資本規制比率の算定を行い定量的に把握しております。
2. 自己資本規制比率に影響するリスク管理状況については、毎月の取締役会において、担当取締役が報告しております。
3. 社内発生した事故、システム障害等については、適宜処理するとともに、事後的に原因の究明や改善策の立案を行い、その内容を取締役会等に報告しております。また、内部監査部門が改善状況等の確認を行っております。
4. 不測の事態が発生し、通常の事業継続が困難となった場合に備え、事業継続計画を策定しております。

(3) 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

取締役会を原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。当事業年度においては、取締役会を計17回開催し、経営戦略等の方向性や詳細な事業計画等について、社外役員を交え建設的な議論を行い、その内容につき決定しました。決定された事案は、担当取締役等が中心となり速やかに実行しました。また、取締役会では、適宜取締役のそれぞれの担当業務について業務執行状況や詳細な事業計画等の進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行っております。

(4) 監査役監査の実効性の確保

1. 監査役は、取締役会やコンプライアンス・オフィサー会議等重要な会議に出席するとともに議事録や決裁書類の閲覧等を行い、コンプライアンスを中心とした会社の状況を把握しました。また、当事業年度において内部監査部門との会合を8回行い、内部監査の実施状況、内部通報制度の運用状況等についての説明及び報告を受けるとともに、緊密な連携を図りました。
2. 監査役は、当事業年度において会計監査人との会合を11回（内1回は、内部監査部門同席の三様監査会議）行い、監査計画の概要、監査重点項目、監査結果及び会計監査人が把握したリスクの評価等についての報告を聴取し、意見交換を行うことにより、会計監査人と緊密な連携を図りました。

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券及びデリバティブの評価基準及び評価方法
 - (1) トレーディング商品に属する有価証券等
トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引については、時価法を採用しております。
 - (2) トレーディング商品に属さない有価証券等
その他有価証券
 - ① 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ② 時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合等への出資については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年～40年、器具備品5年であります。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
4. 金融商品取引責任準備金
証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5に基づく金額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,323百万円
2. 担保に供している資産
担保に供している資産はありません。なお、信用取引の自己融資見返り有価証券を、信用取引借入金の担保として438百万円差し入れております。また、顧客より委託保証金の代用として受け入れた有価証券を信用取引借入金に対して6,657百万円差し入れております。
3. 差し入れている有価証券及び差し入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。
 - (1) 差し入れている有価証券
 - ①信用取引貸証券 40,079百万円
 - ②信用取引借入金の本担保証券 6,289百万円
 - ③消費貸借契約により貸し付けた有価証券 28,026百万円
 - ④長期差入保証金代用有価証券 10,620百万円
 - ⑤差入証拠金代用有価証券 3,940百万円
 - (2) 差し入れを受けている有価証券
 - ①信用取引貸付金の本担保証券 123,060百万円
 - ②信用取引借証券 7,042百万円
 - ③消費貸借契約により借り入れた有価証券 32,065百万円
 - ④受入保証金代用有価証券 320,070百万円
 - ⑤受入証拠金代用有価証券 2,190百万円
4. 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債務 963百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 259,264,702株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 2,373,346株
3. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月23日 定時株主総会	普通株式	16,693	65.00	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年10月28日 取締役会	普通株式	5,779	22.50	2019年9月30日	2019年11月22日

(注)2019年6月23日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、創業100周年記念配当39円が含まれております。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,780	22.50	2020年3月31日	2020年6月29日

4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数
該当事項はありません。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生は、金融商品取引責任準備金、貸倒引当金超過額、未払事業税等であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金であります。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、個人投資家を対象とした株式等委託売買業務を主たる事業としており、その一環である信用取引を提供するため、貸付金の増減に対応した経常的な資金調達について金融機関からの借入金を中心に対応するほか、必要に応じて社債の発行等を行います。

一方、顧客から受け入れた預り金や受入保証金については、「金融商品取引法」に基づき顧客分別金信託等で管理しております。また、資金運用については安全性を重視し、銀行預金及び流動性の高い金融資産で運用しております。

また、トレーディング業務として、外国為替証拠金取引において利益獲得を目的とする一定範囲のディーリングを行っております。その他のトレーディング業務については、顧客へのサービス提供に必要な範囲で行うこととしており、原則として、利益獲得を目的とするトレーディング業務は行っておりません。

その他、顧客の信用取引の売建に伴う貸株等のために他の金融機関等から有価証券を借り入れているほか、信用取引融資に伴う自己融資見返り有価証券や顧客からサービスの一環として借り入れた有価証券を他の金融機関等に貸し付けております。なお、顧客から借り入れた有価証券は、他の顧客の信用取引の売建に伴う貸株等にも利用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

当社の保有する金融資産の主なものは、顧客からの預り金や受入保証金等を信託銀行に預託した顧客分別金信託（預託金に含まれます。）と、信用取引貸付金を中心とする信用取引資産です。顧客分別金信託は、安全性を重視してコール貸付け及び受託信託銀行への銀行勘定貸を中心として運用しておりますが、運用先の信用リスクに晒されております。また、国債等有価証券で運用する場合には、時価の変動リスクにも晒されます。信用取引貸付金は、顧客からの担保を受け入れておりますが、顧客の信用リスクに晒されております。なお、主として信用取引貸付金に充当することを目的として、短期借入金等による調達を行っております。調達資金には、資金繰り上の問題が発生し、支払期日に返済を実行できなくなる流動性リスクが存在します。

信用取引負債は、信用取引貸付金に充当するために証券金融会社から調達した信用取引借入金と、顧客の信用取引の売建に係る売付代金相当額である信用取引貸証券受入金です。

有価証券担保貸付金は、他の金融機関等からの有価証券の借り入れに伴い差し入れた担保金（借入有価証券担保金）、有価証券担保借入金は、同じく他の金融機関等への貸し付けに伴い受け入れた担保金（有価証券貸借取引受入金）です。

その他有価証券は、主として純投資を目的として保有する上場株式であり、発行体の信用リスクと時価の変動リスクに晒されております。

金融資産及び金融負債のデリバティブ取引は、主として外国為替証拠金取引の評価損益相当額です。当社は、顧客に対する外国為替証拠金取引サービスの提供とそれに伴う利益獲得を目的として、顧客との間で外国為替証拠金取引を行う一方、その為替変動リスクを制御するために、カウンターパーティーと外国為替証拠金取引を行っております。なお、顧客との取引で発生したポジションにつき、カバー取引を行わない範囲については、ポジションを保有するリスクが発生するため、為替変動リスクに晒されておりますが、原則として、各営業日の取引終了時点における顧客のポジションについては、すべてカバーすることとしています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の各種リスクに関する管理体制は社内規程で明確化するとともに、市場リスク、信用リスクに関して財務部門が「金融商品取引法」に基づきそのリスク相当額及び自己資本規制比率の算定を行うことで定量的に把握しており、その状況は取締役会に定期的に報告されております。また、ディーリング等におけるリスク限度額も社内規程で定めております。

信用取引に関するリスクに関しては、個別顧客への与信状況のほか、当社全体としての建玉状況の管理や個別銘柄の流動性状況等の監視を与信管理部門で行っております。

外国為替証拠金取引に係るトレーディングに関しては、社内規程等に基づき、原則として事前に設定されたアルゴリズムに基づくカバー取引・マリー取引・その他のディーリングを行うことで為替変動リスクの制御に努めております。

調達資金の返済における流動性リスクに関しては、信用取引貸付金の水準や株式等委託売買業務に伴う資金の受け払い等を踏まえ、財務部門において、顧客分別金信託等の管理と合わせて資金繰りの管理を行っております。

また、複数の金融機関と当座貸越契約やコミットメントライン契約を締結することで、資金調達の安全性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注) 2.をご参照ください）。

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金・預金	52,501	52,501	—
(2) 預託金	449,312	449,312	—
(3) 金銭の信託	2,844	2,844	—
(4) トレーディング商品及び投資有価証券	5,183	5,183	—
①商品有価証券等	0	0	—
②デリバティブ取引	1,877	1,877	—
③その他有価証券	3,306	3,306	—
(5) 信用取引資産	161,594	161,594	—
(6) 有価証券担保貸付金	21,188	21,188	—
資産計	692,622	692,622	—
(1) トレーディング商品 デリバティブ取引	120 120	120 120	— —
(2) 信用取引負債	44,846	44,846	—
(3) 有価証券担保借入金	14,782	14,782	—
(4) 預り金	270,003	270,003	—
(5) 受入保証金	212,539	212,539	—
(6) 短期借入金	78,900	78,900	—
負債計	621,190	621,190	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金、(5) 信用取引資産、(6) 有価証券担保貸付金

これらは、通常短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 預託金、(3) 金銭の信託

これらは、主に信託財産で時価評価されており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) トレーディング商品及び投資有価証券

株式の時価は取引所等の価格によっております。外国為替証拠金取引の時価は、当事業年度末の直物為替相場により算出しております。

負債

(1) トレーディング商品

外国為替証拠金取引の時価は、当事業年度末の直物為替相場により算出しております。

(2) 信用取引負債、(3) 有価証券担保借入金、(4) 預り金、(5) 受入保証金、(6) 短期借入金

これらは、通常短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表 計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式 投資事業有限責任組合への出資	149 419

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 (4) トレーディング商品及び投資有価証券」には含めておりません。

【関連当事者との取引に関する注記】

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社 松興社	(被所有) 直接 13.91	不動産の賃借	不動産 賃貸借契約	14	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 有限会社松興社は法人主要株主にも該当しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記取引は、主として、有限会社松興社所有の不動産物件を社員寮として使用するため賃借しているものであります。

当社が有限会社松興社に対して支払っている賃借料については、近隣の取引実勢を参考にして決定しております。

【1 株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	311円72銭
2. 1株当たり当期純利益	23円89銭